

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

第1条 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第11号中「32,100円」を「32,300円」に改め、同条第12号中「34,300円」を「35,500円」に改め、同条第13号中「37,300円」を「38,700円」に改め、同条第14号中「40,300円」を「42,200円」に改め、同条第15号中「43,200円」を「45,700円」に改め、同条第16号中「45,000円」を「49,200円」に改める。

第2条 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第15条中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは同条第3項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し

、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加える。

第16条中「提示」の次に「又は第20条の3に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第18条第1号中「給与条例第5条第6項」を「給与条例第5条第7項」に改める。

第19条第2号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。)にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「同条第2項第2号に定める額」の次に「(駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改める。

第20条の2第16号中「片道75キロメートル以上」を「片道75キロメートル以上80キロメートル未満」に改め、同条に次の5号を加える。

- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円
- (18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円
- (19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円
- (20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 66,400円

第20条の2の次に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第20条の3 給与条例第5条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務場所の周辺又は第16条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして広域連合長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは長崎県職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号。以下「県給与条例」という。)第11条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして広域連合長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると広域連合長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、広域連合長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第20条の4 給与条例第5条第3項の規則で定める職員は、第19条第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第20条の5 給与条例第5条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 広域連合長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第22条第1項中「給与条例第5条第5項」を「給与条例第5条第6項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項及び第3項中「給与条例第5条第5項」を「給与条例第5条第6項」に改める。

第23条第1項中「給与条例第5条第6項」を「給与条例第5条第7項」に改める。

第72条第1項中「長崎県職員の給与に関する条例（昭和32年長崎

県条例第45号。以下「県給与条例」という。)」を「県給与条例」に改める。

様式第1号を次のように改める。

通 勤 届

所属コード				
職員番号				

年 月 日提出

任命権者		勤務場所			届出理由 1 新規採用 2 住居の変更 3 通勤経路、方法又は駐車場等の変更等 4 運賃等又は駐車場の料金の負担額の変更 5 その他						
		所在地									
職名		氏名									
住所					上記事実の発生年月日 年 月 日						
長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則第15条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。					所属長証明印						
順路	通勤方法の別	区間	交通機関			交通用具			駐車場等の所在地	駐車場等の料金	駐車場等の利用形態
			距離(概算)	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	距離(実測)	有料道路等の名称	左欄の有料料金			
1		住居から まで (経由)	km		円	km			円		
2		から まで (経由)	.			.					
3		から まで (経由)	.			.					
4		から まで (経由)	.			.					
5		から まで (経由)	.			.					
総通勤所要時間(概算)		時間 分	他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等				備考				

※確認及び決定欄

年 月 日受理

順路	機関の名称及び用具の種類	区間	距離	定期券・回数券の別	有料道路等		1箇月の運賃等の額の算出基礎	1箇月の運賃等の額		
					名称	1箇月料金				
1		から まで (経由)	km	定期券 回数券		円				
2		から まで (経由)	.	定期券 回数券						
3		から まで (経由)	.	定期券 回数券						
4		から まで (経由)	.	定期券 回数券						
5		から まで (経由)	.	定期券 回数券						
該当区分	<input type="checkbox"/> 交通機関 <input type="checkbox"/> 交通用具 <input type="checkbox"/> 併用 <input type="checkbox"/> 1 km以上2 km未満 <input type="checkbox"/> 駐車場等 <input type="checkbox"/> 非該当 理由：				開始 年 月 支給 終了		円			
上記のとおり決定する。							決 裁	総務課長	係 員	発 議

通勤経路の略図（経路は朱線）

記入上の注意

- 1 この届には通常行っている通勤の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しない。
- 2 「届出理由」欄は、この届を行う原因の番号を○で囲み、事実の発生年月日を必ず記入する。
- 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、○○バス、電車、自動車、自動2輪車、原動機付自転車等の別を記入する。
- 4 交通機関の「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（○箇月）、○枚綴回数券等の別）を記入する。
- 5 交通機関の「左欄の乗車券等の額」欄には、通勤に使用する乗車券等（定期券（○箇月）、○枚綴回数券等）の額を記入する。
- 6 交通用具の「距離」欄には、実測距離を 0.1km単位で記入する。
- 7 交通用具の「有料道路等の名称」欄には、○○バイパス、○○橋等の別を記入する。
- 8 交通用具の「左欄の有料道路等の料金」欄には、使用する交通用具に応じた1回の通行料等の額を記入する。
- 9 「駐車場等の所在地」欄には、通勤に利用する駐車場の所在地（○市○町○番○号等）を記入する。
- 10 「駐車場等の料金」欄には、実際に負担する額（駐車のと度その料金を支払う場合等の場合は1回の利用額）を記入する。
- 11 「駐車場等の利用形態」欄には、1月払い、複数月払い（○箇月）、1回払い、回数券、（○枚綴り○円）等の別を記入する。
- 12 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。
- 13 ※印の欄は、提出者においては記入しない。

届出上の注意

届出が事実発生から15日を経過したときは、届出の日の属する月の翌月（届出が月の初日であるときはその月）から支給されることになります。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。